

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>(1) 収入に関する事務</p> <p>① 委託公衆電話手数料等の収入事務を適正に行うべきもの</p> <p>学校に設置している公衆電話の手数料収入等について、以下のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 過剰投入金等が専用口座に滞留している事例 (押部谷中学校)</p> <p>イ 本来18年度収入とすべき手数料を19年度収入として処理している事例 (塩屋中学校)</p>	<p>ア 過剰投入金等については、市の歳入とする措置を講じた。</p> <p>イ 今後は、その原因の発生した日の属する年度を基準として処理する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>② 私用電話償還金の収入事務を適正に行うべきもの</p> <p>職員が私用で電話を使用した際の償還金について、本来使用した年度ごとに収入すべきところ、平成18年度分と平成19年度分をまとめて収入している事例が見受けられた。</p> <p>(高丸小学校)</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後は、その原因の発生した日の属する年度を基準として処理する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>③ 幼児主食提供給食費の徴収事務を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市立保育所幼児主食提供実施要領によれば、毎月定められた額を翌月の10日までに納付書により納付するものとされているが、納期限を翌月10日以降に設定している事例が見受けられた。</p> <p>(五位ノ池保育所)</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>要領どおり、翌月10日までに納期限を設定するよう改めた。</p>	<p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>(2) 支出に関する事務</p> <p>① 専決契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>備品購入時に複数業者から見積りを徴しているが、同価見積りの際の業者決定理由が曖昧な事例が見受けられた。(菅の台小学校)</p> <p>再度の見積りを行うなど適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後、同価見積りの際は、再見積・抽選等に基づき業者を選定する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>② 学校園運営費前渡金の管理を適正に行うべきもの</p> <p>学校園運営費前渡金の手持ち現金はできる限り少額にし、余分な現金を保管しないこととされているが、全額現金化し金庫で保管している事例が見受けられた。(春日台小学校)</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後は、毎月所要額を現金化する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>③ 学校園運営特別教育活動費及び緊急連絡タクシー代の執行・管理を適正に行うべきもの</p> <p>学校園運営特別教育活動費及び緊急連絡タクシー代の執行・管理において、以下のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 本来支出すべきでない団体に対し支出している事例 (須磨北中学校)</p> <p>イ 配分された予算を全額現金化し金庫で保管している事例 (平野小学校, 春日台小学校)</p> <p>ウ 職員が立替えし、長期間精算していない事例 (鈴蘭台中学校, 名谷こすもす幼稚園)</p>	<p>ア 本来支出すべきでない団体に対し支出した経費は戻入を行い是正した。今後は、適正な支出を行う措置を講じた。</p> <p>イ 今後は、専用口座にて管理し、現金化は必要最小限とする措置を講じた。</p> <p>ウ 立替払は極力避けるよう努め、今後やむを得ず立替を行った場合は、速やかに精算を行う措置を講じた。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>④ 土日曜日練習指導費及び対外付添い費の支出事務を適正に行うべきもの</p> <p>土日曜日練習指導費及び対外付添い費の領収書について、個人ごとの金額が記載されていない事例や本人以外の職員がまとめて受取り、領収印を押印している事例が見受けられた。</p> <p>(須磨北中学校)</p> <p>受領者本人が金額を確認の上、受領印を押印すべきである。</p>	<p>今後は、個人ごとの金額を記載し、受領者本人が金額を確認の上受領印を押印する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>(3) 財産管理に関する事務</p> <p>① 学校施設の目的外使用許可を適正に行うべきもの</p> <p>学校施設目的外使用規則において目的外使用料の免除は「申請に基づき免除できる」とされている。しかしながら使用料を免除しているもののうち、使用許可申請書に免除理由の記載がない事例が見受けられた。</p> <p>(向洋中学校、春日台小学校、平野小学校、学校整備課)</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後は、申請者に対し適正な免除申請理由を記載するよう指導する措置を講じた。</p> <p>(向洋中学校、春日台小学校、平野小学校)</p> <p>申請者に対し適正な免除申請理由の記載を指導するよう、各学校園に対し通知を行う措置を講じた。</p> <p>また、申請者が免除申請理由を記入しやすくなるよう、様式の見直しを検討している。</p> <p>(学校整備課)</p>	<p>措置済</p>